

## 大阪歯科大学学費等納付金規程 新旧対照

### 【旧】

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学学則第38条に基づき、学費及び追再試験料に関し必要な事項を定める。

(学費の額)

第2条 学費の額は次の表のとおりとする。

区分	歯学部	医療保健学部	大学院 歯学研究科	大学院 医療保健学 研究科	歯学部科目等 履修生
入学金	600,000円	200,000円	100,000円	100,000円	28,200円
施設費	—	—	500,000円	—	—
授業料	年額 3,800,000円	口腔保健学科 年額700,000円 口腔工学科 年額700,000円	歯科基礎系 年額350,000円 歯科臨床系 年額700,000円	年額 600,000円	1単位 14,800円
教育 充実費	年額 650,000円	—	—	—	—
施設 維持費	年額 700,000円	—	—	—	—
実験・ 実習費	—	口腔保健学科 年額350,000円 口腔工学科 年額350,000円	—	—	—
検定料	入試要項で 定める	入試要項で 定める	入試要項で 定める	入試要項で 定める	入試要項で 定める

(入学時の学費の納入方法)

第3条 歯学部の入学試験に合格した者は、指定された期日まで

### 【新】

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪歯科大学学則第38条に基づき、学費及び追再試験料に関し必要な事項を定める。

(学費の額)

第2条 学費の額は次の各号のとおりとする。

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| <u>(1) 歯学部</u>         | <u>別表1</u>         |
| <u>(2) 医療保健学部</u>      | <u>別表2-1、別表2-2</u> |
| <u>(3) 大学院歯学研究科</u>    | <u>別表3</u>         |
| <u>(4) 大学院医療保健学研究科</u> | <u>別表4-1、別表4-2</u> |
| <u>(5) 歯学部科目等履修生</u>   | <u>別表5</u>         |

(入学時の学費の納入方法)

第3条 歯学部の入学試験に合格した者は、指定された期日まで

に入学金の全額並びに、授業料、教育充実費及び施設維持費（以下「授業料等」という。）の2分1の額を指定された方法により納入しなければならない。

- 2 医療保健学部の入学試験に合格した場合は、指定された期日までに入学金の全額並びに、授業料及び実験・実習費（以下「授業料等」という。）の2分1の額を指定された方法により納入しなければならない。
- 3 大学院歯学研究科の入学試験に合格した者は、指定された期日までに入学金の全額並びに、施設費（本学及び国際交流協定締結校出身者を除く。）及び授業料の2分1の額を指定された方法により納入しなければならない。
- 4 大学院医療保健学研究科の入学試験に合格した者は、指定された期日までに入学金の全額及び授業料の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

（各学期の学費の納入方法）

第4条 授業料等は、学費毎に定められた期日までに、年間2分の1額を指定された方法により納入しなければならない。

（高等教育の修学支援制度対象者に係る学費）

第4条の2 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「就学支援法」という。）第8条に基づき、授業料及び入学金の減免対象者として認定された者に係る学費は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条に基づき算出し

に入学金の全額並びに、授業料、教育充実費及び施設維持費（以下「授業料等」という。）の2分1の額を指定された方法により納入しなければならない。

- 2 医療保健学部の入学試験に合格した場合は、指定された期日までに入学金の全額並びに、授業料及び実験・実習費（以下「授業料等」という。）の2分1の額を指定された方法により納入しなければならない。
- 3 大学院歯学研究科の入学試験に合格した者は、指定された期日までに入学金の全額並びに、施設費（本学及び国際交流協定締結校出身者を除く。）及び授業料の2分1の額を指定された方法により納入しなければならない。
- 4 大学院医療保健学研究科の入学試験に合格した者は、指定された期日までに入学金の全額及び授業料の2分の1の額を指定された方法により納入しなければならない。

（各学期の学費の納入方法）

第4条 授業料等は、学費毎に定められた期日までに、年間2分の1額を指定された方法により納入しなければならない。

（高等教育の修学支援制度対象者に係る学費）

第4条の2 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「就学支援法」という。）第8条に基づき、授業料及び入学金の減免対象者として認定された者に係る学費は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条に基づき算出し

た額とする。

- 2 前項に係る学費の納入方法及び修学支援法に基づく授業料及び入学金の減免の手続きに関するその他必要な事項は別に定める。

(休学時の学費)

- 第5条 休学する者は、その学期の授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

(退学時の学費)

- 第6条 後期の徴収の時期前に退学を願い出た者は、後期の授業料等の納入を要しない。
- 2 退学を命じられた者は、その学期の授業料等を納入しなければならない。

(除籍時の学費)

- 第7条 授業料等の未納を理由に除籍された者は、未納の授業料等を免除する。

(追再試験料の額)

- 第8条 各授業科目の追再試験料、総括試験の追再試験料の額は、1科目につき5,000円とする。
- 2 共用試験歯学系 OSCE、臨床知識試験、学士試験1及び学士試験2の追再試験料の額、復活試験の試験料の額は、各6,000円

た額とする。

- 2 前項に係る学費の納入方法及び修学支援法に基づく授業料及び入学金の減免の手続きに関するその他必要な事項は別に定める。

(休学時の学費)

- 第5条 休学する者は、その学期の授業料及び教育充実費を納入しなければならない。

(退学時の学費)

- 第6条 後期の徴収の時期前に退学を願い出た者は、後期の授業料等の納入を要しない。
- 2 退学を命じられた者は、その学期の授業料等を納入しなければならない。

(除籍時の学費)

- 第7条 授業料等の未納を理由に除籍された者は、未納の授業料等を免除する。

(追再試験料の額)

- 第8条 歯学部の各授業科目の追再試験料、総括試験の追再試験料の額は、1科目につき5,000円とし、医療保健学部の各授業科目の追再試験料の額は、1科目につき3,000円とする。
- 2 歯学部の共用試験歯学系 OSCE、臨床知識試験、学士試験1及び学士試験2の追再試験料の額、復活試験の試験料の額は、

とする。

(追再試験料の納付方法)

第9条 追再試験料は、指定の期日までに本学経理課に納入するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者の授業料及び施設維持費の額は、第2条の規定にかかわらず、従前の額とする。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行し、第2条の検定料は、平成28年度入学志願者から適用する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年7月27日に改定した。
- 6 この規程は、2020(令和2)年2月1日から施行する。
- 7 この規程は、2020(令和2)年4月1日から施行する。

各 6,000 円とし、医療保健学部の学士試験の追再試験料は、5,000 円とする。

(追再試験料の納付方法)

第9条 追再試験料は、指定の期日までに本学経理課に納入するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者の授業料及び施設維持費の額は、第2条の規定にかかわらず、従前の額とする。
- 3 この規程は、平成28年4月1日から施行し、第2条の検定料は、平成28年度入学志願者から適用する。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年7月27日に改定した。
- 6 この規程は、2020(令和2)年2月1日から施行する。
- 7 この規程は、2020(令和2)年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、2021(令和3)年3月25日から施行する。

別表 1

歯 学 部

	入学年度納付金額		2年次以降納付金額	
	前期	後期	前期	後期
入学金	600,000 円	—	—	—
授業料	1,900,000 円	1,900,000 円	1,900,000 円	1,900,000 円
教育充実費	325,000 円	325,000 円	325,000 円	325,000 円
施設維持費	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円

別表 2 - 1

医療保健学部

(1) 2021年度以前入学生

	入学年度納付金額		2年次納付金額		3年次納付金額		4年次納付金額	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	200,000 円	—	—	—	—	—	—	—
授業料	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円
実験・実習費	175,000 円	175,000 円	175,000 円	175,000 円	175,000 円	175,000 円	175,000 円	175,000 円
社会福祉士コース費※1	—	—	—	※2	100,000 円	—	100,000 円	—

※1 社会福祉士コース費は、科目選択者のみ徴収する。

※2 2年次後期の社会福祉士コース費として、2021年度入学生のみ20,000円を徴収する。

## 別表 2 - 2

(1) 2022年度以降入学生

	入学年度納付金額		2年次納付金額		3年次納付金額		4年次納付金額	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
入学金	260,000 円	-	-	-	-	-	-	-
授業料	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円
実験・実習費	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円	240,000 円
社会福祉士コース費※	-	-	-	20,000 円	100,000 円	-	100,000 円	-

※ 社会福祉士コース費は、科目選択者のみ徴収する。

## 別表 3

### 大学院歯学研究科

	入学年度納付金額		2年次以降納付金額	
	前期	後期	前期	後期
入学金	100,000 円	-	-	-
施設費※	500,000 円			
授業料	歯科基礎系	175,000 円	175,000 円	175,000 円
	歯科臨床系	350,000 円	350,000 円	350,000 円

※施設費は、本学及び国際交流協定締結校出身者から徴収しない。

別表 4 - 1

大学院医療保健学研究科

(1) 2021年度以前入学生

	入学年度納付金額		2年次以降納付金額	
	前期	後期	前期	後期
入学金	100,000 円	—	—	—
授業料	300,000 円	300,000 円	300,000 円	300,000 円

別表 4 - 2

(1) 2022年度以降入学生

	入学年度納付金額		2年次以降納付金額	
	前期	後期	前期	後期
入学金	100,000 円	—	—	—
授業料	360,000 円	360,000 円	360,000 円	360,000 円

別表 5

科目等履修生

	入学年度納付金額		2年次以降納付金額	
	前期	後期	前期	後期
入学金	28,200 円	—	—	—
授業料(1単位)	14,800 円	—	14,800 円	—